

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
		G E - A 3 8 0 1 2 1 L	
クラッシャ	作	成	昭和47年 9月26日
	変	更	令和 4年12月 8日
	作成部隊等名		補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品のクラッシャ（以下，“器材”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 種類

種類は、表1によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

表1-種類

番号	種類	輸送形態	注記
1	Aタイプ	GE-D230037に規定するCタイプに搭載可能とする。	調達品目表1による。
2	Bタイプ	GE-D230031に規定する2型 Bタイプに搭載可能とする。	調達品目表2による。

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書名称及び種類による。

例 クラッシャ Aタイプ

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

NDS Z 8011 角形銘板

b) 仕様書

DSP K 5218 鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや）

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GE-D230031 中型セミトレーラ

GE-D230037 大型セミトレーラ

GE-Z421018 粉末消火器

HE-L183004 車両シート

### c) 法令等

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月25日法律第51号）

自衛隊の使用する自動車の番号，標識及び保安検査に関する達（陸上自衛隊達第95-3号）

## 2 一般的事項

一般的事項は，次による。

- a) この器材は，“特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律”に適合した製品とする。
- b) この仕様書に規定していない事項は，製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

## 3 製品に関する要求

### 3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は，調達品目表による。

### 3.2 性能等

性能等は，調達品目表による。

### 3.3 外観

外観は，割れ，きず，まくれ，さび，その他使用上の欠点がなく，仕上げの程度は良好でなければならない。

### 3.4 塗装

塗装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，次による。細部は，承認図面等による。

- a) 塗装は，十分な防せい処理をし，下塗り塗装を行った後に上塗り塗装を行う。
- b) 上塗り塗装は，DSP K 5218又は無鉛で，かつ，DSP K 5218と同等以上とし，色番号2314（OD色 7.5Y 3/1）を2回塗り以上とする。
- c) 給油脂部は，赤表示とする。

### 3.5 製品の表示

製品の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，GLT-CG-Z000001の2.3によるほか，次による。細部は，承認図面による。

- a) 器材本体には，NDS Z 8011に示す1種銘板及び2種銘板を，また，必要箇所には3種銘板を取り付ける。
- b) 附属品箱及び予備品箱には，GLT-CG-Z000001の図2cに示す物品管理区分標識及び品名を表示し，蓋の内面に4種銘板を取り付ける。
- c) 標識は，“自衛隊の使用する自動車の番号，標識及び保安検査に関する達”による。
- d) 走行フレーム両側部に消滅しない方法で，重心位置を白表示する。

## 4 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 5 出荷条件

### 5.1 包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

## 5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

## 6 その他の指示

### 6.1 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2による。細部は、承認図面による。

表2－附属品

番号	品名	数量 <sup>a)</sup>	規定	
1	標準附属工具	一式	a) 製造者が規定する仕様及び社内規格による。 b) 工具箱付きとする。	
2	グリースガン	1	レバー式とし、手詰め及びカートリッジ兼用とする。	
3	磁選機	1	製造者が規定する仕様及び社内規格による。	
4	振動ふるい	一式	ふるい目寸法は、調達要領指定書によって指定する。	
5	二次ベルトコンベヤ	一式 <sup>b)</sup>	Aタイプ	幅600 mm以上、長さ7000 mm以上
6			Bタイプ	幅450 mm以上、長さ7000 mm以上
7	ずり排出コンベヤ	一式	製造者が規定する仕様及び社内規格による。	
8	消火器	1	GE-Z421018の粉末消火器 ABC 1.8 kg 自動車用（銘板は不要）	
9	シート	<sup>c)</sup>	HEL183004に規定する車両シート、3号とする。	
10	給油（脂）表	1	－	
<p>注<sup>a)</sup> 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。</p> <p>注<sup>b)</sup> 表1の種類によるいずれか一方とする。</p> <p>注<sup>c)</sup> 数量は、Aタイプは2、Bタイプは1とする。</p>				

### 6.2 予備品

予備品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表3による。細部は、承認図面による。

表3－予備品

番号	品名	数量	規定
1	電球各種	一式	製造者が規定する仕様及び社内規格による。
2	ヒューズ各種		
3	グリースニップル		
4	フィルタエレメント各種		
5	予備品箱		鋼板製とし、番号1、番号2及び番号3を収納可能な製品とする。

### 6.3 承認用図面等

契約の相手方は、GLT-CG-Z000001の箇条6に基づき、3.5、6.1、6.2、外観図及び主要諸元（カタログなどでも可）についての承認用図面並びに3.4の塗装色色見本各3部のほかに、承認願書だけ1部を契約担当官等に提出し、承認を受ける。

### 6.4 納入書類

#### 6.4.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、器材1台ごとに表4の書類を添付する。

表4－添付書類

番号	名称	数量 <sup>a)</sup>	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a), 7.2 a) 及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料 (第1種)	1	
3	部品表 (第1種)	1	
<b>注<sup>a)</sup></b> 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			

#### 6.4.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊関東補給処古河支処に表5の書類を提出する。

表5－提出書類

番号	名称	数量 <sup>a)</sup>	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a), 7.2 a) 及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料 (第1種)	1	
3	部品表 (第1種)	1	
4	完成品写真 <sup>b)</sup>	一式	四方写し (前後左右)
5	試験成績書	1	破碎粒度分布表を含む。
<b>注<sup>a)</sup></b> 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			
<b>注<sup>b)</sup></b> 過去に納入実績があり、前回納入時と変更のない場合は、省略してもよい。			

#### 6.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

## 調 達 品 目 表 1

調達要求番号		作成部隊名等	補給統制本部 施設部
調達要求年月日	令和 年 月 日	作成年月日	令和 4年 月 日
仕様書番号	GE-A380121L		

### 1 調達品目

品名	カタログ製品名 <sup>a)</sup>	注記
クラッシャ	(株) 中山鉄工所 NE200HB J 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	Aタイプ
<b>注<sup>a)</sup></b> この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。		

### 2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

a) 構造は、クラッシャ、ホッパ、フィーダ、一次ベルトコンベヤ、磁選機などのすべてが履帯式の走行装置と一体化した製品とする。細部は、次による。

- 1) クラッシャは、ジョータイプとし、出口透き間の調節が可能な構造とする。
- 2) ホッパは、固定式又は折畳み式とする。
- 3) フィーダは、グリズリ式又はプレート(レシプロ)式とする。細部は、次による。
  - 3.1) グリズリ式は、原料に混入したずりを、クラッシャに投入する前に除去し、ずりによる歯板の摩耗及び作業効率の低下を防ぐ構造とする。
  - 3.2) プレート(レシプロ)式は、ホッパからクラッシャまでの間をベルトコンベヤの要領で破砕物を移送する。
- 4) 一次ベルトコンベヤは、クラッシャによって破砕された碎石を排出する。
- 5) クラッシャ本体は、過負荷停止装置をもち、過負荷による故障等が生じない構造とする。また、過負荷停止装置によって停止したときに、外部表示灯によって確認可能とする。
- 6) 操作盤は、各部の作動を一括制御可能とし、非常停止ボタンをもつ。また、非常停止した場合、外部表示灯によって確認可能とする。
- 7) 磁選機は、一次ベルトコンベヤの上部に取り付け、破砕物に混入した鉄筋などを磁力によって取り除く。
- 8) 本体がバッテリー駆動式の場合は、バッテリーによる駆動だけでなく、発動発電機からの電源供給でも駆動を可能とする。

b) 寸法及び質量は、次による。

番号	項目	規定
1	全高	3 230 mm以下
2	全幅	2 990 mm以下
3	質量(磁選機を除く。)	3 4000 kg以下

調 達 品 目 表 1 ( 続 き )

調達要求番号		作成部隊名等	補給統制本部 施設部
調達要求年月日	令和 年 月 日	作成年月日	令和 4年 月 日
仕様書番号	GE-A380121L		

c) 性能は、次による。

番号	項目	規定
1	ホッパ (最大供給塊寸法)	850 mm×700 mm×450 mm以上
2	フィーダ	プレート式又はグリズリ式
3	処理能力	コンクリートガラで最大130 t/h以上
4	採石寸法範囲	50 mm～150 mm
5	発動発電機 <sup>a)</sup>	60 kVA, 卸下用スリング, 電源ケーブルを含む。
<b>注<sup>a)</sup></b> 本体がバッテリー駆動式の器材だけとする。		

## 調 達 品 目 表 2

調達要求番号		作成部隊名等	補給統制本部 施設部
調達要求年月日	令和 年 月 日	作成年月日	令和 4年 月 日
仕様書番号	GE-A380121L		

### 1 調達品目

品名	カタログ製品名 <sup>a)</sup>	注記
クラッシャ	(株)中山鉄工所 NE100HBJ 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	Bタイプ
<b>注<sup>a)</sup></b> この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。		

### 2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

a) 構造は、クラッシャ、ホッパ、フィーダ、一次ベルトコンベヤ、磁選機などのすべてが履帯式の走行装置と一体化した製品とする。細部は、次による。

- 1) クラッシャは、ジョータイプとし、出口透き間の調節が可能な構造とする。
- 2) ホッパは、固定式又は折畳み式とする。
- 3) フィーダは、グリズリ式又はプレート(レシプロ)式とする。細部は、次による。
  - 3.1) グリズリ式は、原料に混入したずりを、クラッシャに投入する前に除去し、ずりによる歯板の摩耗及び作業効率の低下を防ぐ構造とする。
  - 3.2) プレート(レシプロ)式は、ホッパからクラッシャまでの間をベルトコンベヤの要領で破砕物を移送する。
- 4) 一次ベルトコンベヤは、クラッシャによって破砕された砕石を排出する。
- 5) クラッシャ本体は、過負荷停止装置をもち、過負荷による故障等が生じない構造とする。また、過負荷停止装置によって停止したときに、外部表示灯によって確認可能とする。
- 6) 操作盤は、各部の作動を一括制御可能とし、非常停止ボタンをもつ。また、非常停止した場合、外部表示灯によって確認可能とする。
- 7) 磁選機は、一次ベルトコンベヤの上部に取り付け、破砕物に混入した鉄筋などを磁力によって取り除く。
- 8) 本体がバッテリー駆動式の場合は、バッテリーによる駆動だけでなく、発動発電機からの電源供給でも駆動を可能とする。

b) 寸法及び質量は、次による。

番号	項目	規定
1	全高	3 0 7 0 mm以下
2	全幅	2 9 9 0 mm以下
3	質量(磁選機を除く。)	2 0 0 0 0 kg以下

調 達 品 目 表 2 ( 続 き )

調達要求番号		作成部隊名等	補給統制本部 施設部
調達要求年月日	令和 年 月 日	作成年月日	令和 4年 月 日
仕様書番号	GE-A380121L		

c) 性能は、次による。

番号	項目	規定
1	ホッパ (最大供給塊寸法)	200 mm×200 mm×200 mm以上
2	フィーダ	プレート式又はグリズリ式
3	処理能力	コンクリートガラで最大30 t/h以上
4	採石寸法範囲	20 mm～50 mm
5	発動発電機 <sup>a)</sup>	45 kVA, 卸下用スリング, 電源ケーブルを含む。
<b>注<sup>a)</sup></b> 本体がバッテリー駆動式の器材だけとする。		